



## 職員の懲戒処分について

(概要)

あきる野市消防団団本部長が、平成29年4月から令和4年3月までの同本部の会計担当だった期間、会計口座から1,634,566円を着服したことが消防団の調査により判明しました。判明後、家族が直ちに同本部に当該着服額を返金していますが、同団員は、あきる野市の職員でもあり、地方公務員法で規定されている法令に従う義務及び信用失墜行為の禁止に抵触することが明らかなため、市の処分基準に基づき、市職員として懲戒処分の免職といたしました。

本件は、市の業務上の公金ではありませんが、同本部に所属する各団員の報酬や出動手当に加え、運営費の補助として市から交付された補助金が含まれた活動資金を着服したもので、極めて重大であり、市民の皆様には、深くお詫び申し上げます。

今後、このような不祥事が二度と起きないように、再発防止策を講じ、職員の綱紀粛正の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

令和4年5月26日  
あきる野市長職務代理者  
あきる野市副市長 尾崎 喜己

- 被処分者の氏名等
  - 所属名 都市整備部管理課
  - 職務名 主任
  - 氏名 野地 剛志
  - 年齢 37歳
- 処分内容 懲戒処分「免職」
- 処分理由 消防団活動資金の着服
- 事案概要 あきる野市消防団団本部長である被処分者が、平成29年4月から令和4年3月までの同本部の会計担当だった期間、私的流用が行われていたことが、4月18日に消防団から報告された。その後の調査により、会計口座から1,634,566円を着服したことが5月18日に判明した。  
なお、着服した活動資金については、全額返済済みである。
- 処分日 令和4年5月26日
- 管理監督責任 本件の管理・監督責任として、市長の給料月額を10%並びに副市長及び教育長の給料月額を5%減額(1か月)する。なお、条例案については、令和4年あきる野市議会第1回定例会6月定例会議の最終日(6月23日)に提出する。